

鹿沼市花木センター条例及び鹿沼市林産物需要拡大  
施設条例の一部改正について

次のように改める。

令和7年8月27日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市花木センター条例及び鹿沼市林産物需要拡大施設条例の一部を改正  
する条例

(鹿沼市花木センター条例の一部改正)

第1条 鹿沼市花木センター条例(昭和49年鹿沼市条例第58号)の一部を次の  
ように改正する。

第2条中「鹿沼市茂呂2086番地1」を「鹿沼市茂呂2002番地1」に改  
める。

(鹿沼市林産物需要拡大施設条例の一部改正)

第2条 鹿沼市林産物需要拡大施設条例(平成3年鹿沼市条例第10号)の一部を  
次のように改正する。

第2条中「鹿沼市茂呂2086番地1」を「鹿沼市茂呂2002番地1」に改  
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。